

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日起きは、翌日が休日には、当該の翌日)

鳥取県告示第八百三号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第二百九十二号）第三十七条第一項に規定する療養取扱機関として、同法同条第三項の規定により申出の受理があつたものとみなされるものについて、療養取扱機関の申出の受理並びにあつたものとみなされるものについて、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十七年十月二十日

療養取扱機関名	所	在地	申出の受理の年月日
三朝町国民健康保険竹田診療所	東伯郡三朝町大字穴鴨	昭和四十七年八月二日	

庄内出張診療所	西伯郡名和町大字押平二三四の一	申出の受理の年月日
潮 医 院	会見町天万六三八	昭和四十七年八月二日

岸田歯科医院	倉吉市東町四四九の四	申出の受理の年月日
百村歯科医院	八頭郡若桜町大字若桜二九九	昭和四十七年八月二日

- 昭和四十年十月鳥取県告示第五百二十三号の一部改正
- 昭和三十四年十二月鳥取県告示第六百六十三号の一部改正
- 昭和三十九年十二月鳥取県告示第七百十六号の廃止
- 建築基準法による道路の位置の指定
- 地方職員共済組合の昭和四十六年度決算の要旨

◆雑報

告示

鳥取県告示第八百四号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第二百九十二号）第三十七条第五項の

規定によるその他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出を受理したので、
療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師
の登録に関する政令(昭和三十三年政令第三百六十三号)第一条第二項の
規定により、次のとおり告示する。

昭和四十七年十月二十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

療養取扱機関名	所 在 地	申出の都道府県名	申出の受理の年月日
百村歯科医院	八頭郡若桜町大字若桜二九九	全国	昭和四十七年八月十五日
庄内出張診療所	西伯郡名和町大字押一平	"	
潮 医 院	金見町天万六三八	"	十六日
米子医療生活協同組合 米子診療所	米子市博労町三丁目八〇の一	"	九月一日
西 田 内 科	倉吉市堺町三丁目九七〇	"	

鳥取県告示第八百五号

国土調査法(昭和二十六年法律第百八十号)第十九条第二項の規定に基づき、地籍調査の成果を次のとおり認証したので、同法同条第四項の規定により告示する。

昭和四十七年十月二十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 調査を行なつた者の名称
鳥取県知事 石 破 二 朗
- 二 調査を行なつた時期
昭和三十九年度及び昭和四十年度
- 三 成果の名称
氣高町
- 四 調査を行なつた地域
氣高町の大字奥沢見、宝木、常松及び富吉地区の一部
- 五 認証年月日

鳥取県告示第八百五号
国土調査法(昭和二十六年法律第百八十号)第十九条第二項の規定に基づき、地籍調査の成果を次のとおり認証したので、同法同条第四項の規定により告示する。

国土調査法(昭和二十六年法律第百八十号)第十九条第二項の規定に基づき、地籍調査の成果を次のとおり認証したので、同法同条第四項の規定により告示する。

昭和四十七年十月二十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 調査を行なつた者の名称
鳥取県知事 石 破 二 朗

氣高町

昭和四十七年十月二十日

鳥取県告示第八百七号

関金町長から申請のあつた町営土地改良（中代々地区農道整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十七年十月十七日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十七年十月二十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

四 立ち入ろうとする期間

昭和四十七年十月二十日から昭和五十年十月十九日まで

鳥取県告示第八百八号

土地收回法（昭和二十六年法律第二百十九号）第十二条第一項の規定に基づき、次のとおり土地の立入りの許可をしたので、同法同条第四項の規定により告示する。

昭和四十七年十月二十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

昭和四十七年十月二十日

鳥取県告示第八百九号

昭和四十一年十月鳥取県告示第五百二十三号（海岸保全区域の指定について）の二部を次のように改正する。

昭和四十七年十月二十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県鳥取沿岸淀江海岸西原地区海岸の項の次に次のように加える。

次の基点を順次結んだ線及び基点二八と基点一を結んだ線によつて囲まれた区域

基点一 米子市皆生字灘端野浪新田九一五番地先（日野川河口左岸）
二 の標柱一
二 の標柱二
三 の標柱三**電気事業法による電気工作物の設置に関する事業****三 立ち入ろうとする土地の区域**

日野郡日野町秋繩、板井原、榎市、小河内、貝原、門谷、上菅、金持、久住、黒坂、高尾、小原、下榎、下黒坂、下菅、津地、中菅、中畑、中畠、濁

谷、根雨、野田、福長、舟場、別所、本郷、三谷、三土及び安原、日野郡江府町江尾、久連、小江尾、佐川、洲河崎、武庫、下安井、貝田、柿原、俣野及び宮市、日野郡溝口町根雨原、白水、莊及び大原、日野郡日南町菅沢、八頭郡智頭町岩神、大内、毛谷、郷原、坂原、篠坂、惣地、智頭、中田、新見、南方、芦津、西野、尾見、大呂、駒帰、中原、西谷、福原、八河谷、木原、植師、山根、穂見及び久志谷、八頭郡八東町奥野、柿原、鍛治屋、佐崎、清徳、三浦、三山口及び茂谷並びに八頭郡若桜町浅井、不香田、中原、糸白見、三倉、屋堂羅、大炊、吉川、岸野、須燈、長砂、根安、湯原、若桜、岩屋堂、大野及び小船

	鳥取県公報	鳥取沿岸	鳥取県	米子海	米子西	海岸	地図
一八	一八一四番の二地先の標柱四						
一九	一八一四番の二地先の標柱五						
二〇	一八一四番の二地先の標柱六						
二一	一八一四番の二地先の標柱七						
二二	二二六八番地先の標柱八						
二三	上福原字灘濱一九六二番の一地先の標柱九						
二四	一九六二番の二地先の標柱一〇						
二五	字北濱沖開一七五四番の三地先の標柱一一						
二六	東福原字沖林の十二 一五一九番の一八地先の標柱一二						
二七	西福原字堀川尻戎一六〇一番の四地先の標柱一二						
二八	字堀川尻戎一六九一一番の一地先の標柱一八						
二九	一九一〇番の二地先の標柱一九						
二〇	西三柳字平八道東三〇二八番の一地先の標柱二〇						
二一	字三右衛門道西北三〇五一一番の一地先の標柱二一						
二二	基点二〇から北北東一二五メートルの点						
二三	一九から北一三〇メートルの点						
二四	一八から北二三〇メートルの点						
二五	一七から北二四〇メートルの点						
二六	一二から北二四〇メートルの点						
二七	九から北一五〇メートルの点						
二八	八から北一五〇メートルの点						
二九	一から北一八五メートルの点						
二〇	一から北一八五メートルの点						

鳥取県告示第八百十号

昭和三十四年十二月鳥取県告示第六百六十三号（海岸保全区域の指定について）の一部を次のように改正する。

昭和四十七年十月二十日

鳥取県知事 石 破 二朗

36の項から38の項までを削り、39の項を次のように改める。

39	鳥取県鳥取沿岸米子海岸西三 柳地区海岸	(1) 米子市西三柳字三右衛門道西北三、〇五 一番ノ一地先の標杭	(2) 米子市西三柳字三保向一四、五八一番ノ 七地先の標杭
----	------------------------	-------------------------------------	----------------------------------

鳥取県告示第八百十一号

昭和三十九年十二月鳥取県告示第七百十六号（海岸保全区域の指定について）は、廃止する。

昭和四十七年十月二十日

鳥取県知事 石 破 二朗

鳥取県告示第八百十二号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を昭和四十七年十月二十日次のとおり指定したので、建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第十条の規定により告示する。

その関係図面は、鳥取県土木部建築課によること総覽に並んで。

昭和四十七年十月二十一日

鳥取県知事 石 破 一 一 鶴

申請人及び氏名	道路の位置の指定場所	道路の幅員及び延長
岩美郡岩美町大字 浦富一八四八	岩美郡岩美町大字浦富一八四八	幅員 四・八〇メートル 延長 一〇〇〇メートル
岩美不動産 有限会社 代表取締役	〇〇一・一〇〇三・一〇一・一〇一	幅員 一〇一・一一〇メートル 延長 一〇一・一一〇メートル
横川 鶴之		

雜 報

地方職員共済組合定款第34条の規定に基づき、昭和46年度決算の要旨を
公告する。

昭和47年10月20日

地方職員共済組合理事長 松 島 五 郎

昭 和 46 年 度 決 算 要 旨

1 組合の概況

(1) 組合に属する地方公共団体の数

一部事務組合 16
地方開発事業団 5

5 昭和47年10月20日 金曜日

計 67
(2) 組合員数、給料(俸給)月額及び被扶養者数

組合員種別	区 分		組合員数	給料(俸給)月額	被扶養者数
	地 方 公 務 員	國 家 公 務 員			
一 般 組 合 員	地 方 公 務 員	國 家 公 務 員	322,861 人	24,782,480 千円	551,000 人
組 合 職 員	地 方 公 務 員	國 家 公 務 員	16,508	1,041,950	25,133
職員団体専従職員	地 方 公 務 員	國 家 公 務 員	1,953	91,610	1,055
計	地 方 公 務 員	國 家 公 務 員	341,605	25,937,097	577,899
知 事 組 合 員	地 方 公 務 員	國 家 公 務 員	45	8,325	84
短 期 組 合 員	地 方 公 務 員	國 家 公 務 員	3	555	9
船 員 一 般 組 合 員	地 方 公 務 員	國 家 公 務 員	1,276	94,138	3,136
船 員 繼 繩 組 合 員	地 方 公 務 員	國 家 公 務 員	2	172	5
合 計	地 方 公 務 員	國 家 公 務 員	342,931	26,040,287	581,133
組合員1人当たりの計数	地 方 公 務 員	國 家 公 務 員	75,934 円	1,69 人	

備考 1 組合員数及び被扶養者数は、昭和47年3月末におけるもの
であること。

2 給料(俸給)月額は、昭和47年3月におけるものであり、
掛金の基礎となつたものであること。

01097

昭和47年10月20日(金)認可郵便種三種物認(第三)

島 鳥 町 公 譲

(3) 各経理単位の設置支部数

短期経理	47
長期経理	47
業務経理	46
保健経理	46
医療経理	24
宿泊経理	47
住宅経理	0
貯金経理	14
貸付経理	47
物資経理	12

短期経理	47
長期経理	47
業務経理	46
保健経理	46
医療経理	24
宿泊経理	47
住宅経理	0
貯金経理	14
貸付経理	47
物資経理	12

2 各経理単位の決算概要

北海道支部の短期経理及び長期経理において保管資産の亡失事故があり、昭和47年6月に判明したが、すでに昭和46年度決算の完結期限後であるので、これに伴なう処理は昭和47年度において行なうこととした。主たる経理の決算概要は次のとおりである。

(1) 短期経理

保険医総括退等の影響により医療費の伸びが鈍化し、1,772百万円の当期利益金を計上した。

なお、当期利益金のうち1,160百万円を不足金補てん積立金として積立て、残額612百万円を剩余金として翌年度へ繰り越していった。

(2) 長期経理

本年度における給付費は15,434百万円で前年度と比較すると約30%の増加となり、支出総額で15,536百万円となつた。これに対して収入

は、負担金掛金で41,623百万円、受取利息で11,624百万円を得、その他の収入をあわせ収入総額は53,255百万円となり、この收支差額は将来の給付の支払に充てるため責任準備金等として37,718百万円を計上した。

この結果、本年度末の資産総額は210,742百万円となり、その運用状況は次のとおりである。

預貯金、各種信託、有価証券及び資金運用部預託金等	88,133百万円 (41.8%)
職員住宅の設置資金及び宿泊・医療施設設置のための貸付金	40,575百万円 (19.3%)
組合員への貸付金等	82,034百万円 (38.9%)

(3) 保健経理

人間ドック、成人病検診等組合員の疾病予防のための事業を重点的に実施しており、組合員の保健事業のために負担金・掛金の64%相当額を、宿泊、医療施設等の運営を援助するため30%相当額を使用した。

(4) 医療経理

本年度末における施設は病院1、結核病棟4及び診療所21の計26施設があり、収入総額の48%が組合員の診療料金によつて占められている。

なお、当期利益金は5百万円であるが、当期利益金に財産処分損を加算し、補助金、財産処分益及び繰入金を減算した経常損益では逆に8百万円の赤字となつている。

(5) 宿泊経理

本年度末における施設は宿泊所、保養所及び職員会館78施設であり、

7 昭和47年10月20日 金曜日 鳥取県公報

これらの施設で3,932百万円を収入し、当期利益金は320百万円となつた。

宿泊利用率は、前年度より若干減少し60%となつた。また、当期利息金に財産処分損を加算し、補助金・寄附金、財産処分益及び繰入金を減算した経常損益では112百万円の赤字となつてゐる。

(6) 貨物種類

貸付総額の95%強を組合員の住宅建設及び土地の取得等のための貸付けで占める組合員貸付金は前年度末より16,969百万円増加し、本年度末では81,961百万円となつた。

貸付件数は前年度と同様12万件であるが、昨年3月の貸付規程の一部改正による貸付枠の拡大により、1件当たりの額が増加している。

損益計算表及び貢賃別照表の概況は次表によりて見る。

損益計算書概況（自昭和46年4月1日至昭和47年3月31日）

(単位：百万円)

支 払 利 息											
そ の 他 の 支 出											
財 産 处 分 捐 金											
緑 入											
次年度繰越支払準備金	3,202	127									
次年度繰越責任準備金											
当 期 利 益 金	1,772	0	△ 4	65		5	320	77	0	21	
 計	24,187	226,081	381	1,183	545	4,517	1,075	4,232	4,545		
(利 益)											
負 担 金・掛 金	20,998	41,623	252	1,044							
補 助 金・寄 附 金											
施 設 収 入・患 者 収 入											
商 品 売 上											
利 息 及 び 配 当 金	158	11,624	21	41	9	59	1,045	4,232	4	211	
そ の 他 の 収 入	33	8	5	1	—	76	28	—	—	50	
財 産 处 分 益 金											
緑 入											
前 年 度 繰 越 支 払 準 備 金	2,998	122	103	—	2	308	—	—	—		
前 年 度 繰 越 責 任 準 備 金											
 計	24,187	226,081	381	1,183	545	4,517	1,075	4,232	4,545		

貸借対照表概況（昭和47年3月31日現在）

(単位 百万円)

科 目	経理単位	短 期	長 期	業 务	保 健	医 療	宿 泊	貯 金	貸 付	物 資
(借 方)										
現 金	・ 預 貯 金	1,693	3,134	127	709	116	1,145	366	271	90
金 錢	・ 信 託	63	4,495	8	111	54	187	41	—	—
未 収 金	・ 売 掛 金	49	102	5	7	32	128	—	1	586
そ の 他 の 流 動 資 産		667	1,552	7	47	37	294	514	20	233
組 合 員 貸 付 金										81,961
建 物	・ 構 築 物									
土 地		76	160	54	5,387	1,441	581	581	—	—
建 設	・ 仮 勘 定		38	30						
そ の 他 の 固 定 資 産			35	61	166	676	10	23	74	—
貸 付 信 用	・ 有 価 証 券 託 託	106	1,563			3,051				
有 価 証 券 託 託	・ 有 価 証 券 託 託	2,976	74,628			11,345				
證 券 投 資 信 託			87,813							
長 期 資 本			34,796							
投 資 不 動 產			2,659							
計		5,554	210,742	296	1,125	459	9,839	15,327	82,276	983
(貸 方)										
組 合 員 貸 金										
そ の 他 の 流 動 負 債		6	197	7	21	28	386	535	3	373
長 期 借 入 金										
			55		12	5,712		81,629		406

00001
第4386号

10

(第三種郵便物認可) 昭和47年10月20日 金曜日

島 取 県 報

原価消却引当金	18	52	99	1,208	5	10	40
退職給与引当金	66	11	70	221	21	25	96
その他の引当金			3	654		609	12
支払準備金	3,202	127					
任 準 備 金		210,418					
別途積立金		74					
不足金補てん積立金	1,734		352	131	832		
剩 余 金	612	76	63	55	826	255	
			626	61			55
計	5,554	210,742	296	1,125	459	9,839	15,327
						82,276	983

昭和47年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 島取県島取市東町1丁目 島 取 県

【定額1部1箇月川百円(送料込合算。)】